津波時における一時避難所としての使用に関する協定

宇　佐　市

清松総合鐵工株式会社

津波時における一時避難所としての使用に関する協定書

津波時における一時避難所としての使用に関し、宇佐市（以下「甲」という。）と　清松総合鐵工株式会社　（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難所として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第２条　この協定による施設使用用途は、津波一時避難所とする。

（一時避難所の使用）

第３条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波一時避難所として甲に使用させるものとする。

施　設　名　称	清松総合鐵工株式会社本社工場
所　　在　　地	宇佐市大字尾永井４７０－１
構　　造　　等	鉄筋造　３階建

（使用範囲）

第４条　甲は、次に掲げる範囲を津波一時避難所として使用するものとする。

使　用　の　範　囲	本社工場屋上

（施設変更の報告）

第５条　乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の構造、間取り等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第６条　甲は、第３条に基づき津波一時避難所として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

２　甲は、一時避難所の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、甲の承認した施設を津波一時避難所として使用することができる。

ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

（目的外使用の禁止）
第７条 甲は、一時避難所を第１条に規定する目的以外に使用しないものとする。

（費用負担）
第８条 使用施設の使用料は無料とする。

（施設・物品の破損時等の対応）
第９条 使用施設が津波一時避難所として使用された場合において、施設内の物品に破損又は紛失等が生じたときは、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（原状回復義務）
第１０条 甲は、使用期間を終えたときは、使用施設を原状に回復しなければならない。
２ 前項の施設の原状回復に要した費用は、甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）
第１１条 甲は、使用施設に住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（使用期間）
第１２条 一時避難所の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまでとする。

（使用の終了）
第１３条 甲は、一時避難所の使用を終了する際は、津波一時避難所使用終了届を提出する。

（協議）
第１４条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１５条　この協定の有効期間は、締結の日から平成３１年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに３年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年１１月１日

甲　　宇佐市長

是永修治

乙　　大分県宇佐市大字尾永井４７０－１

清松総合鐵工株式会社

代表取締役

清松善之